

本学教員による研究不正について

1. 経緯・概要

令和6年12月9日 全学教育・研究支援委員会からの告発を研究倫理委員会が受理。

同日 研究倫理委員会が予備調査班を設置。

令和7年1月9日 予備調査結果を研究倫理委員長に提出。

同日 事案の内容が明示され、不正とする合理的な疑義の可能性が示されたため、特定不正行為調査会による本調査の実施を決定。

2. 調査

2-1. 調査体制

「跡見学園女子大学における研究活動上の特定不正行為の防止及び対応に関する規程」第二十一条第2項に基づき、学内委員2名、学外委員3名からなる調査会を設置した。

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

令和7年5月28日～令和7年8月29日

(2) 調査対象

① 調査対象論文

調査対象者が発表した人文科学系論文5編

② 調査対象者

本学教員（教授）1名

(3) 調査方法・手順

- ・研究論文としての価値検証および論文掲載雑誌の实在の調査
- ・調査対象者からの聞き取り（ヒアリング）調査

2-3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- ① 特定不正行為 「研究者倫理からの逸脱」「捏造」
- ② 特定不正行為以外の不正行為 なし

(2) 認定した論文等

告発された5編の論文のうち、4編の論文につき特定不正行為（研究者倫理からの逸脱）、1編の論文につき特定不正行為（捏造）を認定した。

(3) 不正行為に係る研究者

2-2 (2) ②と同じ。

(4) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

告発された5編の論文のうち、4編の論文については、掲載した『授業研究報告書』の抜刷をコピーしたものが存在するものの、当該報告書は、2014年以降は執筆者に抜刷を印刷し配布するだけの形態のものである。学術雑誌の体を成しているとは到底いえず、研究論文と規定できるかは極めて怪しく、学内競争的資金獲得の書類に「研究論文」として記載したことは研究倫理を著しく欠いた行動であると言わざるを得ない。

残る1編に係る他大学の研究科紀要への掲載論文は、国会図書館、当該大学図書館の検索システムによって当該紀要の存在が確認できなかった。抜刷のコピーも存在せず、データのコピーのみが提出された。データという形式のため調査対象者が自ら作成した可能性も否めず、ヒアリングにおいて、調査対象者から当該研究科紀要の存在に関する合理的な説明を得ることもできなかった。

以上により、上記論文5編のうち、4編について「研究者倫理からの逸脱」を、1編について調査対象者による「捏造」を認定した。

3. 研究機関が行った措置

学園の就業規則に則り懲戒処分とした。

4. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

上記で認定された研究倫理からの逸脱及び「捏造」は、調査対象者の研究倫理に対する認識の低さと規範意識の欠如が要因であると言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

① 学園の就業規則に則って厳正な処分を行い、調査対象者本人の猛省と、再度同じ過ちは犯さないという確固たる決意表明を促すとともに、学内の研究者に対して本件を踏まえた注意喚起を行い、改めて研究倫理についての遵守の徹底を図る。

② 従前から行っている学内での研究公正に関わる倫理研修において、研修システムの強化を図る。

以上